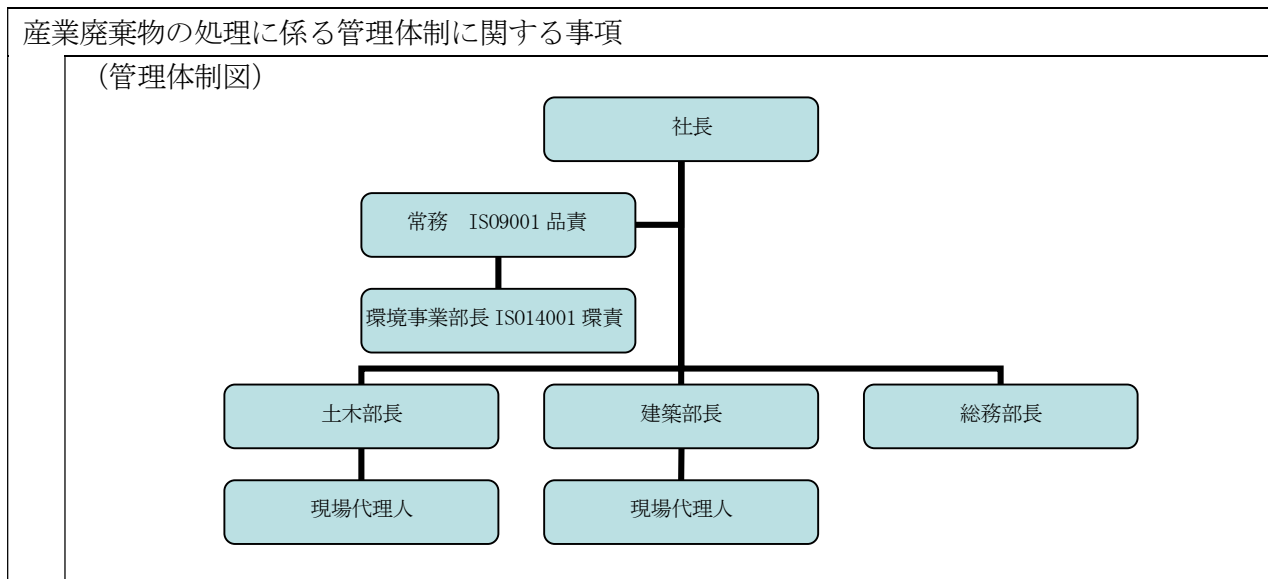


(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和5年6月30日</p> <p>石川県知事 馳 浩 殿</p> <p>提出者 住 所 石川県七尾市府中町162番地 氏 名 株式会社 戸田組 代表取締役 戸田 充</p> <p>電話番号 0767-53-5260</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社 戸田組
事業場の所在地	七尾市府中町162番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	530,000万円
③従業員数	45人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・木くず→自社再生処理をして、木材チップとして再資源化・がれき類(コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片に限る。)→自社再生処理をして、再生砕石として再資源化・その他がれき類→最終処分場・金属くず→分別して有価物として売却・廃プラスチック類→全量委託処理(埋立、焼却)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排 出 量		
	(これまでに実施した取組) ・ がれき類では自社中間処理で再生砕石として処理 ・ 建設混廃では極力分別をし、最終処分場の量を減らす。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排 出 量		
	(今後実施する予定の取組) 建設業では受注工事量、工種で廃棄物の排出量が大きく変わるが上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・ がれき類では現場内で、土砂等の混入を極力防ぐ。 ・ 木類、板材等の建設資材の再利用の強化。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ コンクリート殻、アスファルト殻、廃プラスチック、金属くず、木くず、紙類、廃油混廃、特別産業廃棄物、に分け分別し管理票を作成する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記分別類の再生可能物を分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組） ・がれき、木くず処理前に混入物を取り除き分別し再委託する。 ・弊社、産廃処分場（中間処理）コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、木くずの中間処理をし再生資源とする。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	（今後実施する予定の取組） ・上記と同じ。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・弊社、産廃処分場（中間処理）コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、木くずの中間処理をし再生資源とする。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・弊社、産廃処分場（中間処理）コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、木くずの中間処理をし再生資源とする。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・弊社、産廃処分場（中間処理）コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、木くずの中間処理をし、再生資源とする。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・目標値の設定はないが可能な限り優良認定業者から選定する。 ・電子マニフェスト導入業者に可能な限り処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(t)

【前年度(令和4年度)実績】	
産業廃棄物の種類	排出量
コンクリート破片	4590
アスファルト・コンクリート破片	872
陶磁器くず	16
がれき類	21.5
安定型建設混合廃棄物	154
木くず	368
廃プラスチック類	88
金属くず	15
廃油	0.5
繊維くず	0.7
紙くず	34
廃石膏ボード	70

(t)

【令和5年度 目標】	
産業廃棄物の種類	排出量
コンクリート破片	4000
アスファルト・コンクリート破片	800
陶磁器くず	15
がれき類	20
安定型建設混合廃棄物	150
木くず	360
廃プラスチック類	80
金属くず	10
廃油	0.5
繊維くず	0.5
紙くず	30
廃石膏ボード	60

別紙②

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(t)

【前年度(令和4年度)実績】	
産業廃棄物の種類	排出量
コンクリート破片	4590
アスファルト・コンクリート破片	872
陶磁器くず	16
がれき類	21.5
安定型建設混合廃棄物	154
木くず	368
廃プラスチック類	88
金属くず	15
廃油	0.5
繊維くず	0.7
紙くず	34
廃石膏ボード	70

(t)

【令和5年度 目標】	
産業廃棄物の種類	排出量
コンクリート破片	4500
アスファルト・コンクリート破片	800
陶磁器くず	
がれき類	
安定型建設混合廃棄物	
木くず	360
廃プラスチック類	
金属くず	
廃油	
繊維くず	
紙くず	
廃石膏ボード	

別紙③

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(t)

【前年度(令和4年度実績)】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	ASコンクリート破片	陶磁器くず	がれき類	安定型建設混合廃棄物	木くず	廃プラスチック類	金属くず	廃油	繊維くず	紙くず	廃石膏ボード
全処理委託量	4590	872	16	21.5	154	368	88	15	0.5	0.7	34	70
優良認定処理業者への処理委託料												
再生利用業者への処理委託料	4590	872				368		15	0.5		34	
認定熱回収業者への処理委託料												
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託料												

(t)

【(令和5年度)目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	ASコンクリート破片	陶磁器くず	がれき類	安定型建設混合廃棄物	木くず	廃プラスチック類	金属くず	廃油	繊維くず	紙くず	廃石膏ボード
全処理委託量	4000	1000	15	20	150	360	80	10	0.5	0.5	30	60
優良認定処理業者への処理委託料												
再生利用業者への処理委託料	4000	1000				360		10	0.5		30	
認定熱回収業者への処理委託料												
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託料												

(t)